

「市民協働事業提案制度」の見直しに係る検討資料

		【現状】	【事務局（案）】	【検討（案）】	検討を踏まえた【事務局（案）】
項目	内容	内容	内容	意見	内容
①	スケジュール	令和3年度 (1) 協働事業の応募・受付 6月1日～8月13日(約2ヵ月) ※必須仮提出:7月26日 (2) 書類審査 8月中旬 (3) 事前協議 6月中旬～7月中旬(約1ヵ月) (4) 公開プレゼンテーション 9月上旬 (5) 成案化候補事業の決定 10月中旬 (6) 成案化に向けた事業の協議 10月中下旬 (7) 事業の実施 令和4年4月～	—	—	—
②	事業	提案・応募できる事業は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。 (実施要綱第4条) ①事業を提案した市民公益活動団体が当該事業を企画し、市との協働により実施することが可能な事業であること。 ②協働の役割分担が明確かつ適正で、協働で実施することにより相乗効果を生み出すことができ、具体的な効果や成果が期待できる事業であること。 ③予算の見積り等が適正である事業であること。 ④阪南市総合計画の方向性に沿った事業であること。 ただし、次のいずれかに該当する場合は事業の提案はできません。 ア 法令、条例等に違反するもの イ 営利を主たる目的とするもの ウ 公序良俗に反するもの エ 市の施策への要望並びに団体の運営への支援を求めるもの ※ただし、提案・応募できる事業に係る市の予算は、50万円を上限とします。また、2年目以降の市の予算については、市の財政状況等によるため、必ずしも確保できるとは限りませんので、ご了承願います。 ・提案の限度はなし	—	●予算50万円について ・「市民協働事業提案制度」の期間の概念を最長「3年」とする場合、3年間事業を実施したい団体があれば、1年目10万円、2年目10万円、3年目10万円と、1年間に10万円ずつ、3年間で30万円を使うという方法も話し合いによっては可能にした方が良くと思う。 ・「市民協働事業提案制度」での予算化が難しい場合に、事業で収益をあげて、事業運営費にまわす、クラウドファンディングをおこなうなどといった柔軟な方法で、事業の広がりや発展が期待できるということを記載。(できるところは団体で試行錯誤取り組んでいただき、団体としての自走を促す。)	・団体と担当課と協議の際に丁寧な説明をおこなう。 ・予算を伴うものに対して1つを採択。1団体50万円
③	団体の要件	提案・応募できる団体は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。複数の団体で事業を提案・応募する場合は、主となる団体が下記の要件をすべて満たしていることが必要です。(実施要綱第3条) ①市内に事務所又は活動拠点があり、市内で市民公益活動を行っており、団体(事業者含む。)として、原則として5人以上で構成し、1年以上の活動実績があること。 ②組織の運営に関する定款、規約又は会則等の定めを有する団体であること。 ③適切な会計処理が行われている団体であること。 ④原則として、市より団体の運営に関する補助金の交付を受けていない団体(市から組織運営に関する補助金を交付されていない団体)であること。 ⑤地方自治法(昭和22年法律第67号)等の規定に基づき兼業が禁止される者(本市職員や市議会議員等)が、役員等組織の意思決定に関与できる立場にある団体でないこと。 ⑥暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。 ⑦その他公序良俗に反する団体でないこと。	・①市内に事務所又は活動拠点があり、市内で市民公益活動を行っており、団体(事業者含む。)として、原則として5人以上で構成し、1年以上の活動実績があること。 ⇒範囲を広げる。 「阪南市のためになるものであれば、市外の人でも提案可能とする。」など	・提案が来ることを目的に市外の人に範囲を広げる場合、「阪南市市民協働事業提案制度実施要綱」の(目的)第1条「市民の市政への参画を促進し、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。」と記載の目的からそれるのではないかと。もしくは、目的を改善するのかが。 ・対象は阪南市民で、一緒にする人ができるだけ阪南市民の人・ボランティアなどを巻き込み、一緒に活動する仲間を育てていってもらいたいという趣旨。市民とは、住んでいる人だけでなく、関係市民として、阪南市民で働き、学ぶ人たちも対象に入れてはどうかということ。市外というのは、事務所が阪南市外でも可能ということが分かる書き方をしてはどうか。	・市内に事務所又は活動場所を有する市民活動団体(自治会、ボランティア団体、NPO法人等) ・市内に事務所又は活動場所を有さない自主的に社会貢献活動を行う団体(企業、大学等)については、市内に事務所又は活動場所を有する市民活動団体との協働提案であれば、可能とする。(※当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。) ※個人は対象外
④	募集区分	次のA、Bの事業提案を募集します。(実施要綱第5条) A「市民自由提案部門」 市民公益活動団体の自由な発想によって具体的な協働事業を提案するもの B「市設定テーマ部門」 市が提示したテーマに対して市民公益活動団体が具体的な協働事業を提案するもの(募集テーマの詳細は14～18ページに掲載していますのでご参照ください)	※検討中	—	・従来どおり

【現状】		【事務局（案）】	【検討（案）】	検討を踏まえた【事務局（案）】										
項目	内容	内容	意見	内容										
⑤	<p>提案・応募の手続き (企画書等の様式)</p> <p>(企画書等の様式) 提案・応募時に必要な書類は、次のとおりです。(実施要綱第6条) ①阪南市市民協働事業提案申込書(様式第1号) ②阪南市市民協働事業企画書(様式第2号) ③団体概要書(様式第3号) ④団体の定款、規約又は会則その他これらに類するもの ⑤団体の役員名簿(名前、住所、団体での役職名、経歴及び活動がわかるもの) ⑥団体の経営状況を示す資料(当該年度の予算書、前年度の収支決算書) ⑦団体の活動状況を示す資料(当該年度の事業計画書、前年度の事業報告書) ⑧その他市長が必要と認める書類(会報、新聞の切抜、活動の様子の写真など) (注)提出いただいた書類は返却しません。</p>	<p>要綱が確定次第、修正</p> <p>↓</p> <p>①阪南市市民協働事業提案申込書(様式第1号) (・将来性ビジョン(事業実施年数等)を記載いただく。)</p>												
⑥	<p>審査 (公開プレゼンテーションのあり方選考ポイント等)</p> <p>(1)書類審査 提出書類を受付した後、阪南市市民協働推進委員会提案審査部会(以下、「審査部会」という。)にて事業概要など書類審査を行い、内容に不明点がある場合は、提案団体、事業担当課に意見徴収等を行います。書類審査を通過すれば、阪南市市民協働事業提案制度公開プレゼンテーション(以下、「公開プレゼンテーション」という。)に参加できます。その旨は、阪南市市民協働事業提案制度公開プレゼンテーション(参加・不参加)決定通知書により提案者に通知します。 (2)公開プレゼンテーション 協働事業の透明性を図るとともに提案内容を広く市民の皆さんに周知するため公開プレゼンテーションを実施します。公開プレゼンテーションには、提案団体と事業担当課がそれぞれ3人以上出席し、協働事業について説明やPRを行っていただきます。また、審査部会が企画書等やプレゼンテーションの内容について質問を行います。提案団体は、必ず公開プレゼンテーションに出席することとし、欠席の場合は、協働事業は不採択とします。(実施要綱第8条) (3)選定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選定項目</th> <th>選定のポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 有効性・社会性</td> <td>①課題を的確に把握し、事業内容・方法がその解決に有効なものとなっているか。 ②受益者が、明確となっており、幅広い市民に開かれられるか。 ③地域のまちづくりやコミュニティに役立っているか。</td> </tr> <tr> <td>2. 協働性</td> <td>④市と提案団体が協働で取り組むことによって、より効果を生み出すことができるか。 ⑤事業の取り組みのために、市との「協働」という手法が適正であるか。 ⑥市と提案団体の役割分担は明確かつ適切になっているか。 ⑦総合計画における「現状と課題」を踏まえているか、また市との協働事業であることを考慮し、総合計画との整合性がとれているか。</td> </tr> <tr> <td>3. 実現性</td> <td>⑧設定している目標は適切か。 ⑨事業は具体的な内容となっているか。 ⑩提案団体が事業を実施する能力を有しているか。</td> </tr> <tr> <td>4. 予算の適当性</td> <td>⑪実現可能で、継続性を考慮した予算精算であるか。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)選定協議 公開プレゼンテーションで説明が行われた協働事業について、審査基準等により成案化に向けた協議に進めるか否か等の協議を審査部会で行い、成案化に向けた協議に進める事業の選定結果等について市長に提言を行います。(実施要綱第10条)</p>	選定項目	選定のポイント	1. 有効性・社会性	①課題を的確に把握し、事業内容・方法がその解決に有効なものとなっているか。 ②受益者が、明確となっており、幅広い市民に開かれられるか。 ③地域のまちづくりやコミュニティに役立っているか。	2. 協働性	④市と提案団体が協働で取り組むことによって、より効果を生み出すことができるか。 ⑤事業の取り組みのために、市との「協働」という手法が適正であるか。 ⑥市と提案団体の役割分担は明確かつ適切になっているか。 ⑦総合計画における「現状と課題」を踏まえているか、また市との協働事業であることを考慮し、総合計画との整合性がとれているか。	3. 実現性	⑧設定している目標は適切か。 ⑨事業は具体的な内容となっているか。 ⑩提案団体が事業を実施する能力を有しているか。	4. 予算の適当性	⑪実現可能で、継続性を考慮した予算精算であるか。	<p>(2)公開プレゼンテーション 審査部会が企画書等やプレゼンテーションの内容について質問を行います。</p> <p>(案) 審査部会等が企画書等やプレゼンテーションの内容について質問を行います。</p> <p>・時間や内容の制限について (現在)約35分 提案団体:15分以内で事業の説明PR 関係課:8分以内で説明 審査部会からの質疑応答:12分</p> <p>(案)約45分 提案団体:15分以内で事業の説明PR 関係課:10分以内で説明 審査部会からの質疑応答:15分 審査部会外からの質疑応答:5分</p> <p><条件> ・提案団体と同じメンバー、競合相手からの質問は不可。 ・提案に関するものみの質問とし、行政の要望等の質問は不可。 ・1人につき1つまでの質問とし、簡潔に質問いただく。</p> <p>↓</p> <p>審査部会が企画書等やプレゼンテーションの内容について質問を行います。</p> <p>(案)約45分 提案団体:15分以内で事業の説明PR 関係課:10分以内で説明 審査部会からの質疑応答:15分</p> <p>基本は従来どおりで、時間のみ修正。</p>		
選定項目	選定のポイント													
1. 有効性・社会性	①課題を的確に把握し、事業内容・方法がその解決に有効なものとなっているか。 ②受益者が、明確となっており、幅広い市民に開かれられるか。 ③地域のまちづくりやコミュニティに役立っているか。													
2. 協働性	④市と提案団体が協働で取り組むことによって、より効果を生み出すことができるか。 ⑤事業の取り組みのために、市との「協働」という手法が適正であるか。 ⑥市と提案団体の役割分担は明確かつ適切になっているか。 ⑦総合計画における「現状と課題」を踏まえているか、また市との協働事業であることを考慮し、総合計画との整合性がとれているか。													
3. 実現性	⑧設定している目標は適切か。 ⑨事業は具体的な内容となっているか。 ⑩提案団体が事業を実施する能力を有しているか。													
4. 予算の適当性	⑪実現可能で、継続性を考慮した予算精算であるか。													

【現状】		【事務局（案）】	【検討（案）】	検討を踏まえた【事務局（案）】	
項目	内容	内容	意見	内容	
⑦	協働事業の決定・実施 (支援の金額、支援団体の上限数、支援の期間等)	<p>(1) 成案化に向けた協議を進める事業の決定 市長は、審査部会からの提言を踏まえ、成案化に向けた協議を進めるか否かについて決定し、当該決定の内容を阪南市民協働事業提案制度に基づく協働事業の(決定・非該当)通知書により通知します。ただし、成案化に向けた協議を進めると決定する場合において、条件を付する場合があります。</p> <p>条件を付して決定された協働事業について、当該条件に沿って事業を行うことができないと判断した場合は提案を取り下げることができます。(実施要綱第11条)</p> <p>(2) 成案化に向けた協議 成案化に向けた協議を進めると決定した提案団体及び協働事業の事業担当課は、成案化に向けた協議を行います。(実施要綱第12条)</p> <p>(3) 成案化事業の確定 成案化に向けた協議を行った提案団体及び事業担当課において、協働により事業を行うことに合意した場合は、阪南市民協働事業提案制度に基づく成案化事業の確定通知書により提案団体に通知します。(実施要綱第13条)</p> <p>(4) 成案化事業の実施 成案化事業の実施に当たって必要な事項は、提案団体及び事業担当課が協議して決めます。(実施要綱第14条) なお、成案化事業は予算の範囲内(50万円上限)で、翌年度に行うこととなります。 また、市の財政状況等の要因により、予算の確保ができない場合は、提案された事業が実施できない場合もあります。(2年目以降の予算も同様とします。) 予算化措置の必要がない場合は、翌年度を待たずに実施することができます。</p> <p>成案化事業の実施途中で、成案化事業の成果などについて確認する会議等を行い、お互いの意思疎通を図りながら成案化事業を実施します。</p> <p>(5) 成案化事業の成果報告・評価 事業の一定期間経過後、成案化事業の成果等を市民などに広く伝え、「協働によるまちづくり」を推進するため、市民を対象とした報告会を行います。提案団体と事業担当課は、成案化事業の成果を共有するとともにそれぞれが成果等に対する評価を行った上で、報告会に参加して成果等の報告を行います。 報告会には、審査部会が出席して、成案化事業に対する評価を行い、市長に報告します。(実施要綱第15条) 市長は審査部会の評価を踏まえ、成案化事業を継続するか否かを決定します。継続して事業を実施している場合、毎年度事業成果等については評価を行う必要があります。</p>	<p>・(5) 成案化事業の成果報告・評価</p> <p><u>(案)「市民協働事業提案制度」の期間の概念</u></p> <p>⇒①最長「5年」とする。 これまでに採択された団体について、事業実施1年目・3年目・5年目に報告会に参加して成果等の報告を行っていただく。</p> <p>⇒②原則「1年」とする。 …事業実施1年ごとに報告会に参加して成果等の報告を行っていただく、 継続採択の審査をいただく。 最長「3年」とする。 …「3年」を終了した場合、また1から提案いただく。 ※申請書のレベルや審査基準を要検討。</p> <p>↓</p> <p>・(5) 成案化事業の成果報告・評価</p> <p>「市民協働事業提案制度」の期間の概念</p> <p>…最長「3年」とする。 …事業実施1年目と3年目に報告会に参加して成果等の報告を行っていただく。「3年」を終了した場合、また1から提案いただき、審査をいただく。 ※申請書のレベルや審査基準を要検討。</p>		
⑧	情報の公開	<p>市は、市ウェブサイト等で次の内容を公開します。(実施要綱第16条)</p> <p>①協働事業の名称、提案団体及び事業概要等 ②協働事業の成案化に向けた協議の結果等 ③成案化事業の実施状況等 ④成案化事業の成果報告等 公開は、阪南市民協働事業提案制度に基づき、個人情報の保護に留意します。</p>	—	—	
その他	周知方法	<p>・市ウェブサイト、Facebook、はんなんTV、チラシ配架、活動センターのTwitter等で周知を行っている。 …周知を図り、より幅広い方に制度のことを知っていただくことが必要。</p>	<p>・報告会の開催 …「市民協働事業提案制度」で実施している団体に報告会(自慢大会のようなもの)で「市民協働事業提案制度」の良さをアピールしていただく。(=⑦と関係)</p> <p>・「種シート」の有効活用方法・見直し …通年を通して協働事業のアイデアを受け付け、提案につなげる。</p>	<p>・「種シート」については、団体用と個人用の種シートがあるが、発展につながっておらず、活用しにくいことが考えられる。活動センターが紹介するだけでなく、団体と団体がマッチングするような工夫が必要。 例)市ウェブサイトでの種シート提出団体の公表、市民活動センターでの種シートの掲示 ⇒広報はんなん・阪南TVで「種シート」や提出のあった種シートの一緒に事業をしてくれる人を募集していますというような周知。</p> <p>・「市民協働事業提案制度」での事業実施団体からの聞き取りや紹介・周知・アピールなど、更なる徹底的な広報(あらゆるところを使い、分かりやすいもの)が必要。 ・SNSやYouTubeなど費用が掛からないものを用いて、阪南市内でこれだけ色んな人たちが色んなことを実施している模範的な姿を気軽に発信する。</p>	<p>・種シートの周知(活動センター・市) ・市民協働事業提案制度」での事業実施団体からの聞き取り・周知(市ウェブサイト・広報誌・SNSなど)をおこなう。</p>

【現状】		【事務局（案）】	【検討（案）】	検討を踏まえた【事務局（案）】
項目	内容	内容	意見	内容
その他	事業の休止・取り下げ	—	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の休止・取り下げに関する項目を追記。 ● 休止届の作成／取り下げの様式 ・活動2年以上ができていない場合は、事業を取り下げとする。 1年目の活動報告ができない場合は、翌年度に必ず報告会を行うこととする。実施できない場合は、事業を取り下げとする。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休止届の作成／取り下げの様式 ・事業の休止・取り下げに関する項目を追記。 ① 1年目の活動ができない場合は、翌年度に必ず報告会を行うこととする。実施できない場合は、事業を取り下げとする。 ② 事業の実施が困難な場合は、事業担当課と協議の上、取り下げすることができる。 	
その他	追記すべき点 分かりにくい点 名称 など	—	—	—
その他	審査の段階について	① 審査部会による書類審査 ● 書類審査表 ↓ ② 審査部会による公開プレゼンテーション審査 ● 審査表 審査部会の審査結果を市に報告⇒市より提案者に結果通知 ⇒成案化に向けた協議⇒（予算確定）⇒成案化事業の決定・実施	※検討中 ↓ ① 審査部会による書類審査 ● 書類審査表 ② 審査部会による公開プレゼンテーション審査 ● 審査表 審査部会の審査結果を市に報告⇒市より提案者に結果通知 ⇒成案化に向けた協議⇒（予算確定）⇒成案化事業の決定・実施 ⇒事務局で書類を受付し、書類の不備がなければ、審査部会による公開プレゼンテーション審査に進んでいただく。	
その他	報告会について	<ul style="list-style-type: none"> ・時間や内容の制限について 約25分～30分 事業実施団体と関係課内：15分以内で協働事業の成果報告（事業の説明PR）・説明。 * 事業担当課と事業実施団体と一緒に報告。 審査部会からの質疑応答：10分以内 	< R3年度より実施 > <ul style="list-style-type: none"> ・時間や内容の制限について 約45分 事業実施団体：15分以内で協働事業の成果報告（事業の説明PR） 関係課：10分以内で説明 * 事業担当課と事業実施団体と一緒に報告。 審査部会からの質疑応答：15分以内 傍聴者からの質疑応答：5分以内 < 条件 > <ul style="list-style-type: none"> ・報告に関するものみの質問。 ・1人につき1～2つ程度の質問とし、簡潔に質問いただく。 	—